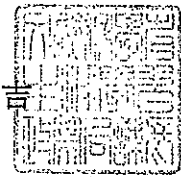


24受生参学第1号
平成24年 5月16日

各国公私立大学学生部長（担当職）
各公私立短期大学事務部長（担当職）
各国公私立高等専門学校事務部長（担当職） 殿
各都道府県専修学校主管課長（担当職）
各都道府県教育委員会専修学校主管課長（担当職）

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長

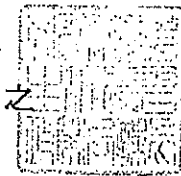
平 林 正 吉



(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長

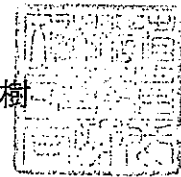
笹 井 弘 之



(印影印刷)

文部科学省高等教育局学生・留学生課長

松 尾 泰 樹



(印影印刷)

学生・生徒のいわゆるマルチ取引に係る被害防止について（通知）

各大学等におかれましては、日頃より、学生・生徒に対する教育や指導の改善及び学生生活の支援の充実に努めていただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、大学等における学生の消費者啓発の推進については、平成19年2月27日付け18高学支第69号を通知するとともに、大学等における消費者教育の推進についても、文部科学省消費者教育推進委員会において「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を策定し、平成23年5月18日付け23文科生第119号で通知しているところです。

このたび、消費者庁において、「いわゆるマルチ取引の被害に遭わないための5つのポイント」（別添参照）を4月17日付けで公表し、注意喚起をして

おります。このことについて、マルチ取引は20代以下の学生等の若年層が契約を行っているケースが他の年代に比べ多いことから、別紙のとおり消費者庁から周知依頼がありました。

貴職におかれましては、別添資料の広報誌等への掲載、学内掲示等により、学生・生徒に対する周知徹底を図り、被害防止に努めていただくとともに、指針等を参考にして引き続き消費者教育の積極的な取組をお願いいたします。

なお、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、このことについて所轄の専修学校に対して、周知をお願いします。

《参考URL》

「いわゆるマルチ取引の被害に遭わないための5つのポイント」

http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/120417adjustments_1.pdf

「大学等及び社会教育に関する消費者教育の指針」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/10/31/1306400_01.pdf

「消費者教育の推進について（文部科学省ホームページ）」

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthsha/index.htm

【本件担当】

生涯学習政策局男女共同参画学習課消費者教育推進係

工藤・田村

TEL：03-6734-3462 メール：consumer@mext.go.jp



別紙

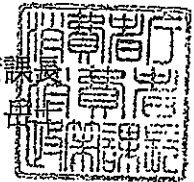
消政策第76号
平成24年4月27日

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長
平林 正吉 様

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長
笹井 弘之 様

文部科学省高等教育局学生・留学生課長
松尾 泰樹 様

消費者庁消費者政策課長
黒田



「いわゆるマルチ取引の被害に遭わないための5つのポイント」
の周知のお願い(依頼)

日頃より、消費者行政の推進にご協力頂き、ありがとうございます。

いわゆるマルチ取引(以下、「マルチ取引」といいます。)について、各地の消費生活センターに、多くの相談が寄せられています。このため、消費者庁は、平成23年に全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に入力された「マルチ取引」に関連する相談(9,224件)について内容を分析しました。その結果等を踏まえ、「マルチ取引の被害に遭わないための5つのポイント」を4月17日付けで公表し、注意喚起をいたしました(別添又は当庁ウェブサイト^(注)参照)。

(注) http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/120417adjustments_1.pdf

「マルチ取引」は、20代以下の学生等の若年層が契約を行っているケースが他の年代に比べ、多くなっております。また、若年層は、他の年代よりも本人が相談している比率が低く、身近な人が気づくまで、トラブルを抱えたままになり、状況を一層悪化させてしまうケースもあります。

こうした消費者トラブルが学生等に多いことにかんがみ、貴省より、各大学等の関連機関に対し、本件のポイントについて紹介すること等により、「マルチ取引」に係る被害の防止を図るよう周知徹底して頂きますようお願いいたします。

担当：消費者庁消費者政策課 松元
電話：03-3507-9187

平成 24 年 4 月 17 日

いわゆるマルチ取引の被害に遭わないための5つのポイント ～いわゆるマルチ取引に関連する相談から～

いわゆるマルチ取引（以下「マルチ取引」という。）は、友人や親戚などの身近な人の親しい関係を利用して、販売組織を拡大していく特徴があります。食事や会合などを名目に声をかけられることがあります。通常、勧誘者から「マルチ取引」の勧誘であると告げられることはありません。

販売組織の会員となっても、勧誘時に強調されたように販売成果を上げられず、勧誘者等に対して不満を抱く結果となったり、勧誘された消費者が「新たな勧誘者」となって別の消費者を誘い、被害を拡大させたりと、非常に問題が起こりやすい取引です。

このような「マルチ取引」について、各地の消費生活センターに、若年層を中心に多くの相談が寄せられています。このため、消費者庁は、平成 23 年に全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）に入力された「マルチ取引」に関連する相談^(注)（9,224 件）について内容を分析しました。その結果等を踏まえ、「マルチ取引」に関して、消費者の皆様が注意を要する5つのポイントをまとめましたので、公表します。

～「マルチ取引」の被害に遭わないための5つのポイント～

- 「マルチ取引」は、友人、職場や学校の知人、親戚などの身近な人から誘われ、話を聞いているうちに、断りにくい状況に陥る特徴があります。身近な人からの勧誘に対し、あいまいな態度をとり続けると、被害に遭い、結果的に人間関係も損なわれることがあります。契約の意思がない場合は、毅然と断ること。
- 十分なお金がないのに、「すぐに儲かる」「簡単に儲かる」などの甘い言葉を信じて、安易に契約しないこと。借金までして契約し、多重債務等のトラブルになるケースもあります。
- 特定の商品の取引とは別に、事業者への投資を勧誘される場合もありますが、安易に信じると、思いもよらない被害に遭うことがあります。十分に注意すること。
- 若年層や高齢者など、トラブルを抱えたまま誰にも相談できず、状況を一層悪化させてしまうケースがあります。身近な人の様子に不審な点があれば、積極的に声をかけ、相談にのるなど、トラブルを抱えている人を救う努力をしてください。
- 少しでも不安なことがあれば、遠慮せずに各地の消費生活センターにご相談を。

(注) PIO-NET 情報は、相談者の申出に基づいて作成されており、必ずしも全ての情報の事実関係が確認されたものではありません。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 水間、松元

TEL : 03 (3507) 9187

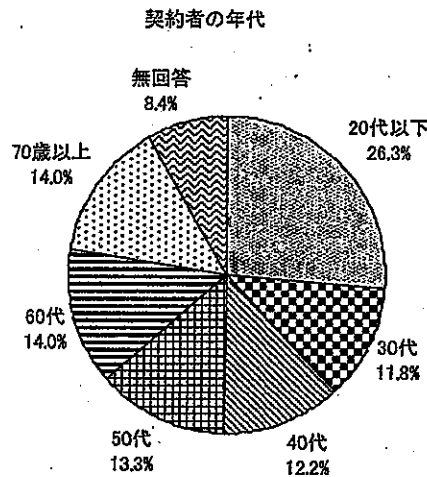
いわゆるマルチ取引の被害に遭わないための5つのポイント

～いわゆるマルチ取引に係る相談から～

1. 相談の状況

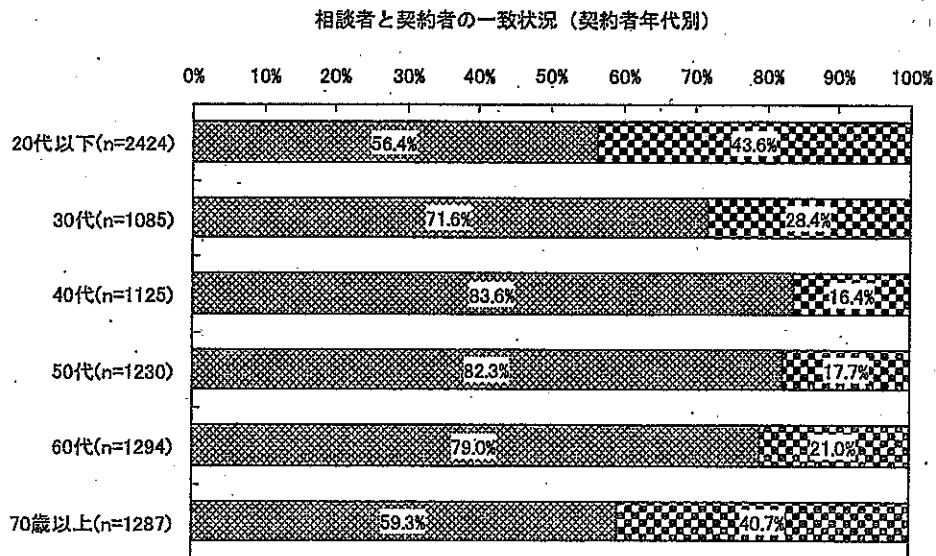
(1) 契約者の年齢層 ～若年層が多い～

契約者の年齢層については、20代以下が全体の26.3%と他の年齢層の2倍程度となっており、最も多くを占めている。



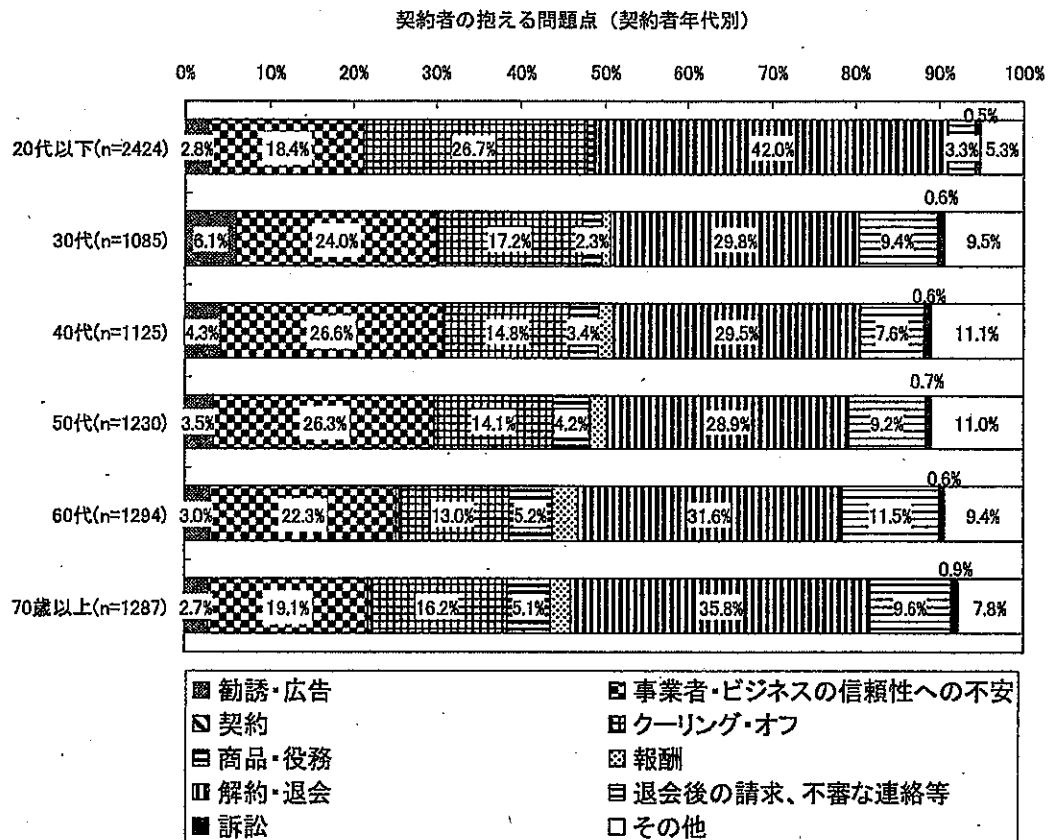
(2) 相談者と契約者 ～若年層や高齢者層の場合、本人以外からの相談が多い～

20代以下や70代以上では契約者本人が相談しているのは6割未満であり、他の世代よりも本人が相談している比率が低い。



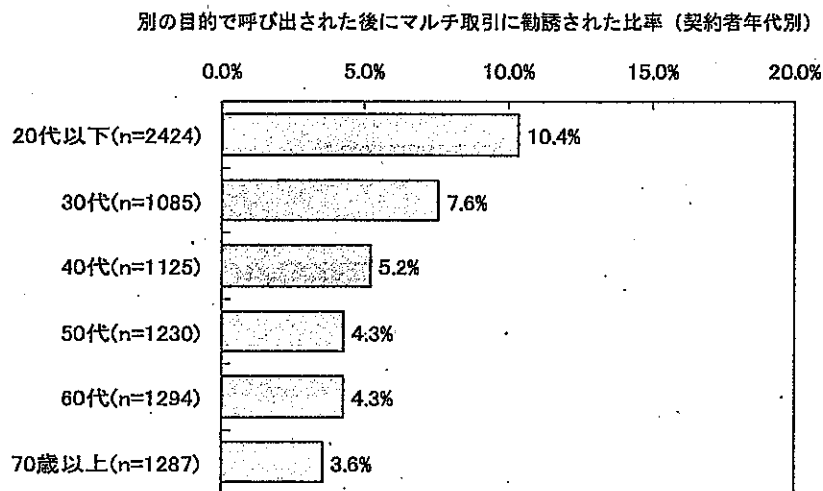
■ 契約者本人が相談 □ 契約者以外が相談

(3) 契約者の抱える問題点 ～20代以下はクーリングオフ・退会に関する相談が多い～
 全年齢層を通じて概ね同様の傾向であるものの、20代以下では、「クーリング・オフ」や「解約・退会」の比率が他の年齢層よりも特に高い。



(4) 勧誘方法 ～若年層ほど別の目的で呼び出されるケースが見られる～

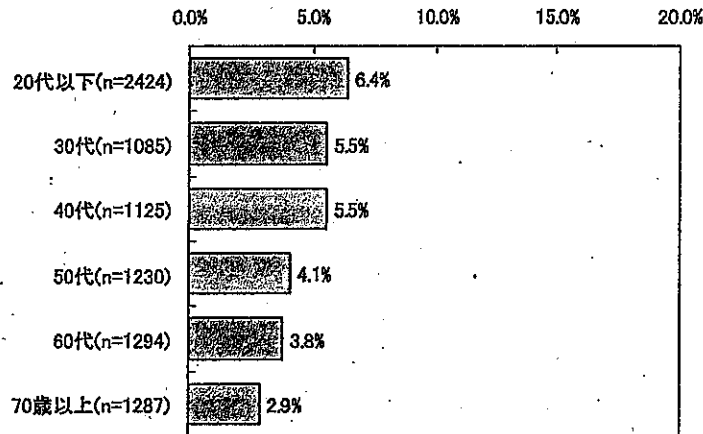
「友人に食事に来ないかと誘われ、ファミリーレストランに行ったところマルチ取引に勧誘された」等、別の目的で呼び出され勧誘が行われたとみられる比率が、20代以下の契約者では10.4%と、他の年齢層よりも高い。



(5) 強引な勧誘が見られた勧誘の比率 ～若年層ほど高い～

「高額だったのでお金がないと断ったが、長時間説明され、1人では断り切れず契約を
 すると言ってしまった」等、強引と思われる勧誘が見られた相談事例は、若年層ほど多
 くなっている。

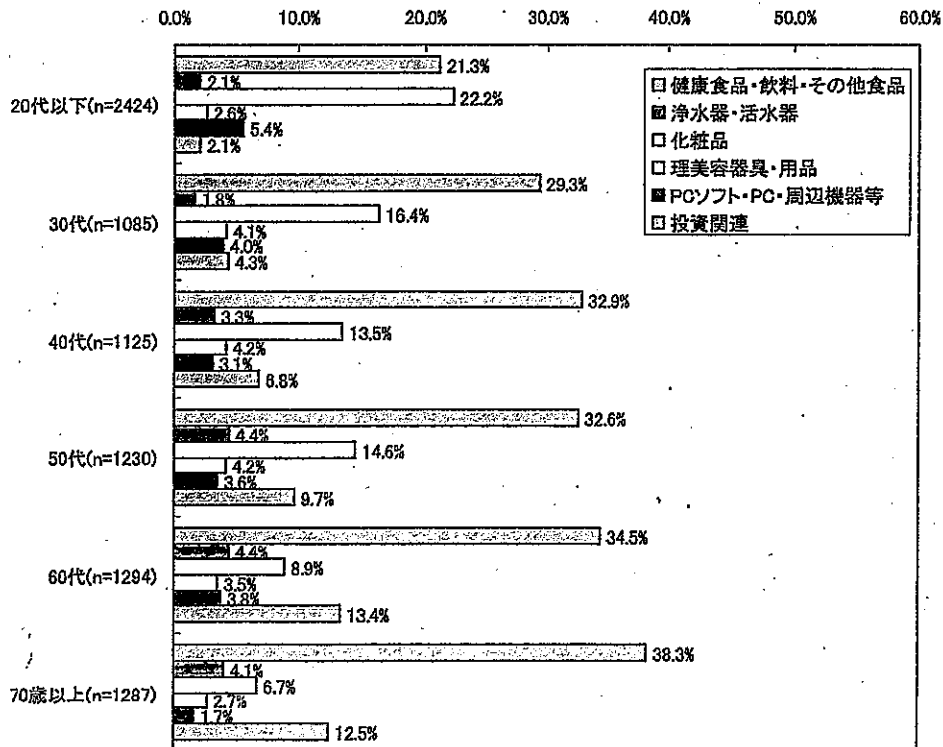
強引な勧誘が見られた勧誘の比率（契約者年代別）



(6) 取扱商品 ～健康食品等が多いが、高齢者層ほど投資関連が多い～

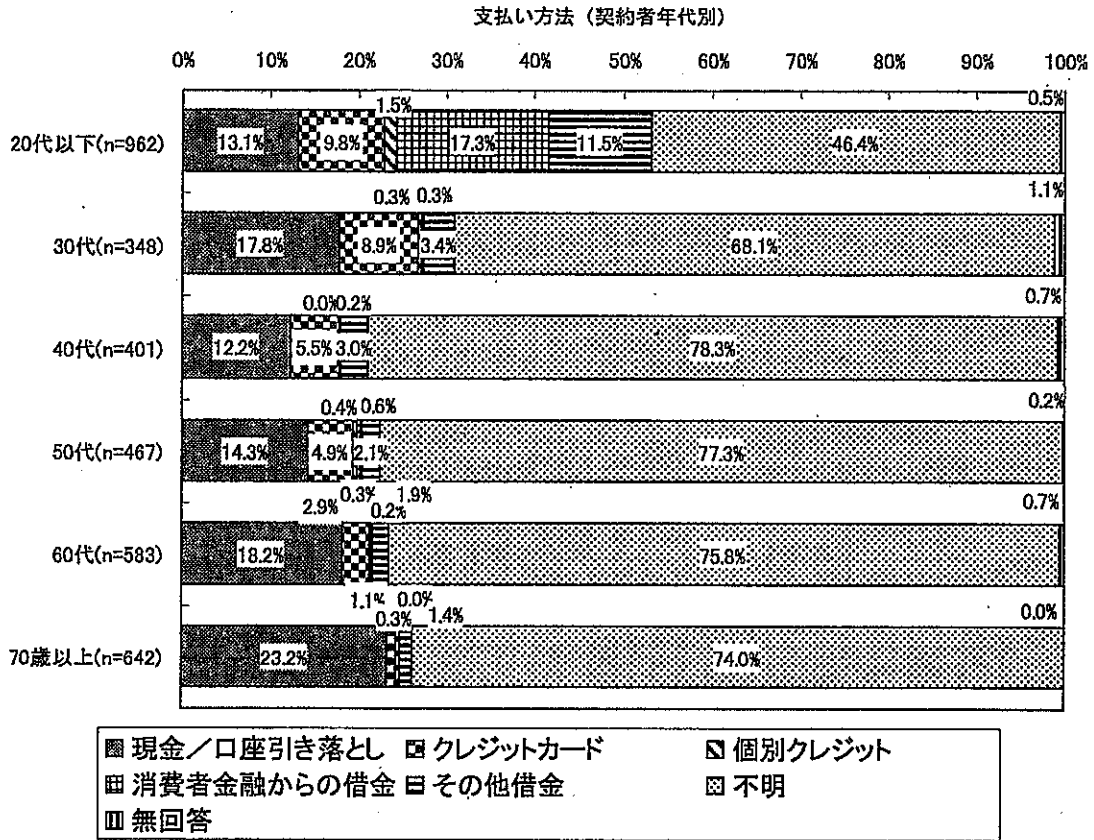
取扱商品は、健康食品・飲料・その他食品が多い。また、若年層ほど、化粧品が多くな
 り、高齢者層ほど、投資関連が多くなる傾向がある。なお、投資関連以外に分類された相
 談の中にも、株式などへの投資を含む事例が見られる。

いわゆるマルチ取引における取扱商品（契約者年代別）



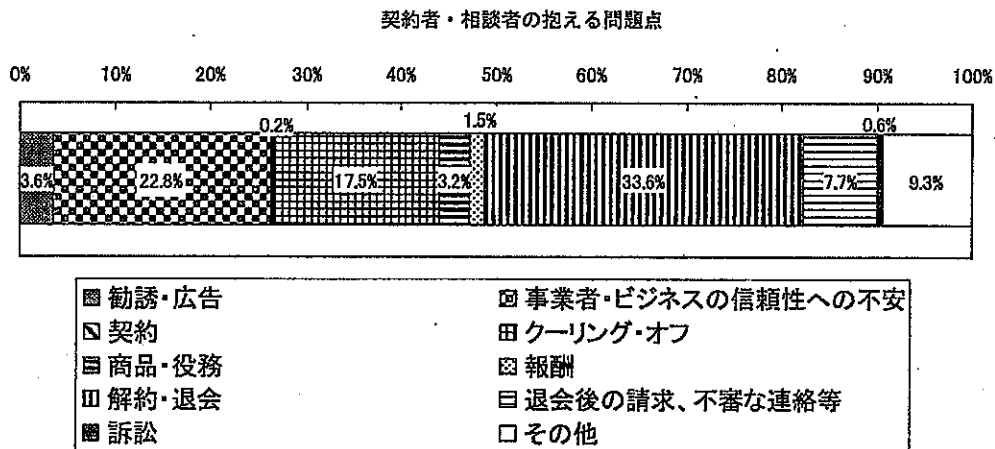
(7) 支払方法 ～若年層は、契約の際に借金をするケースが見られる～

支払方法についてみると、特に20代以下では消費者金融からの借金、勧誘者による立て替え等、借金による比率が他の世代よりも高い。なお、借金の手続きの際に、職業、使用目的などを偽るよう唆しているようなケースも見られる。



(8) 相談内容 ～契約してしまった後の相談が多い～

相談内容では、「断り切れずに契約したものの契約締結は本意ではなかった」（解約・退会）、「契約後調べてみると事業者やビジネスについて不安になったので契約を解除したい」（信頼性への不安）等が多い。



2. 問題点

- いわゆるマルチ取引（以下「マルチ取引」という。）に関する相談で、最も件数の多い20代以下に見られる特徴は、契約者自身が相談している比率が他の年代より少なく、親や知人など周囲の人からの相談が多いことです。周囲の人が気づくまで問題が表面化せず、状況が悪化してしまう傾向が強いと言えます。
- 勧誘時には、「マルチ取引」の勧誘であることが告げられず、身近な人から別目的で呼び出されて勧誘が行われ、さらに、長時間の勧誘等、強引な勧誘がみられます。別の目的で呼び出されて、いわば不意打ちに遭った上、さらに長時間の勧誘を受けて、断り切れずに契約したとみられるケースが目立ちます。
- 他の年齢層に比べ所得水準が低い20代以下は、契約に必要な現金がないことが多いため、資金を消費者金融等からの借金で賄う傾向があります。そのため、後々自らの資力の範囲を超えた借金の返済に窮することが考えられます。また、借金の契約に際して、職業や使用目的等を偽るよう唆された相談事例もあります。
- 他の年齢層に比べ比較的資産を有している高齢者層は、投資関連で多額の契約を結んでしまうケースが見られます。また、商品の購入にあわせて、未公開株を勧められるケースもあります。

3. トラブルを避けるための5つのポイント

～身近な人からの勧誘でも、契約する意思がない場合は毅然と断ること～

- 「マルチ取引」では、友人、職場や学校の知人、親戚などの身近な人から誘われ、話を聞いているうちに、断りにくい状況に陥る特徴があります。身近な人からの勧誘は断りづらいですが、あいまいな態度が被害をもたらし、結果的に人間関係も損ないます。契約の意思がない場合は、毅然と断ること。特に思い当たる用事もないのに、知人などから呼び出された場合には、その趣旨を確認することも重要です。

～十分なお金がないのに、契約のために、甘い見通しで借金しないこと～

- 十分なお金がないのに、「すぐに儲かる」「簡単に儲かる」などの甘い言葉を信じて、契約しないこと。安易に借金すると多重債務や自己破産につながりかねません。

～投資の勧誘を安易に信じず、十分に確認すること～

- 特定の商品の取引とは別に、事業者への投資を勧誘される場合があります。安易に信じて、思いもよらない被害に遭うことがないように、十分に注意すること。

～家族や友人など、トラブルを抱えている人を救う努力を～

- 若年層や高齢者は、トラブルを抱えたまま誰にも相談できず、状況を一層悪化させてしまうケースがあります。家族や友人など身近な人の様子に目を配り、不審な点があれば積極的に声をかけ、相談にのるなど、トラブルを抱えている人を救う努力をしてください。

～遠慮せずに、消費生活センターへ相談を～

- 「マルチ取引」に関して、不安なことがあったり、問題やトラブルを抱えたりしたときは、消費生活センター等の相談窓口で遠慮なく相談して下さい。問題をそのままにしておくと、解決が困難になったり、トラブルが拡大したりする恐れがあります。

●各地の消費生活センター、消費生活相談窓口（消費者ホットライン）

電話 0570-064-370

(参考)

消費者庁では、「マルチ取引」などを取り上げた「若者・高校生向け消費者教育副教材」を用意しております。ご活用ください。

若者・高校生向け消費者教育副教材

「もしあなたが消費者トラブルにあったらー消費者センスを高めよう!ー」

<http://www.caa.go.jp/planning/index11.html>

(以 上)